

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部欧州課

1. 基本情報

国名：トルコ共和国（トルコ）

案件名：小零細企業迅速支援事業（Rapid Support for Micro and Small Enterprises Project）

L/A 調印日：2021 年 4 月 15 日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における小零細企業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

トルコ共和国（以下「当国」という。）において、小零細企業は、企業数の 99%、雇用の 57%、輸出の 38%を占める当国経済を支える重要アクターである（2019 年、当国政府統計）。当国では 2018 年夏の通貨リラの暴落をきっかけに、インフレの昂進や企業の外貨建て債務負担増により経済活動が停滞し、2018 年第 4 四半期から 3 四半期連続でマイナス成長となった。拡張的な財政・金融政策により 2019 年第 3 四半期より経済は回復基調にあったが、2020 年 3 月中旬より新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）の感染拡大抑制に向けた行動制限措置の導入に伴う生産の減少や国内外の需要の減退により、第 2 四半期の実質 GDP 成長率は▲9.9%に落ち込んだ。第 3 四半期の実質 GDP 成長率は、財政・金融政策の下支えにより 6.7%に回復し、2020 年通年でも実質 GDP 成長率は 1.2%と辛うじてプラス成長を維持する見通し（IMF）であるが、インフレ率は高く、為替も弱含みの状態が継続しており、経済の先行き不透明感は依然として強い。

当国政府は、COVID-19 対策として、最初の感染が確認された 2020 年 3 月中旬より厳しい行動規制を敷き、一時は主要 31 都市で外出禁止令が発出された。これにより、サプライチェーンの寸断や需要低下が生じ、特に小零細企業が大きな打撃を受けた。当国の中小零細企業政策の立案・実施を担う中小企業開発機構（以下「KOSGEB」という。）が 2020 年 4 月に中小零細企業を対象に行った調査では、95%が資金繰りに窮していると回答した。

当国政府は、COVID-19 対策として、返済猶予や免税措置等を含む 2,400 億リラ（約 3.7 兆円）の緊急経済政策を発表。KOSGEB を通じて、①銀行融資の延滞に係る費用負担、②医療資機材を製造する中小企業等への資金支援、③金利補填プログラムの拡大等の緊急支援が実施されており、当国における小零細企業政策の政策プライオリティは高い。しかしながら、KOSGEB によれば、平時でも資金調達が困難な多くの小零細企業は、引き続き事業存続・雇用維持のための流動性資金の確保が難しい状況にあり、製造業の小零細企業だけでも約 9.4

億ドル（対象約 17.8 万社）を必要としており、資金需要の充足は喫緊の課題となっている。

「第 11 次国家開発計画 2019-2023」においても、当国経済を支える中小零細企業の更なる成長のため、中小零細企業の資金アクセス向上、成長阻害要因の解消、政府機関によるコンサルティング機会の提供等の施策が掲げられている他、特に高付加価値分野の製造業を強化する方針が示されている。「KOSGEB 戦略 2019-2023」においても、中小零細企業の生産・管理技術の向上、KOSGEB の機能や役割の強化等の行動計画が示されている。

「小零細企業迅速支援事業」（以下「本事業」という。）は、世界銀行（以下「世銀」という。）とのパラレル協調融資により、KOSGEB を通じて小零細企業に対して流動性資金を供給することにより、事業存続・雇用維持を図るものであり、小零細企業の経済的重要度が高い当国において、COVID-19 のパンデミック終息後の回復期を支えるために優先度・緊急度の高い事業として位置づけられる。

（2）小零細企業セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対トルコ共和国国別開発協力量針（2018 年 9 月）においては、重点分野「民間セクターとの連携強化」のなかで、経済構造改革を通じた持続的な経済成長の解決に貢献する支援を行うとしている。また、対トルコ共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 3 月）においても、当国の持続的な経済成長には、工業生産部門における裾野産業の育成や高付加価値化が需要であるとしている。本事業は、小零細企業のうち、特に製造業及び高付加価値化への貢献が期待される創業期の企業の事業存続・雇用維持を図るものであり、これらの方針・分析と一致する。また、SDGs のゴール 8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）及びゴール 9（強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成）に貢献すると考えられる。

（3）他の援助機関の対応

COVID-19 対策に関連した中小零細企業向け支援として、欧州復興開発銀行は商業銀行 8 行に対して計 450 百万ドルを融資。世銀は、中小企業支援として政府系金融機関 2 行に対する IBRD 融資を供与済みだが（500 百万ドル、2020 年 9 月承諾）、さらにより厳しい状況にある小零細企業向けの譲許性の高い支援として、本事業の協調融資（IBRD 融資、300 百万ドル）について 2021 年 3 月 8 日に L/A 調印済み。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、当国全土において、COVID-19の影響を受けた小零細企業に対する緊急支援策として流動性資金の供給を行うことにより、小零細企業の事業継続・雇用維持を図り、もって産業及び経済の持続的成長に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

トルコ共和国全土

(3) 事業内容

1) 流動性資金の供給：事業継続・雇用維持が困難な小零細企業に対する緊急支援として、3ヶ月間毎月、事業継続・雇用維持がなされているか確認の上、流動性資金の供給を返済型の給付金事業（Performance-based Reimbursable Support Financing (PRSF)）として行う。申請企業の資格要件の確認及び給付手続きには、当国政府の電子政府ゲートウェイ、納税・社会保障データ等と連携されている既存のデータベースが活用される。

・対象企業：(i) 2019年の売上高7.5万リラ以上。(ii) 税金・社会保障の滞納なし。(iii) 2020年1～5月の売上高が前年同期比25%以上減。但し、2017年以降にKOSGEBの支援プログラムにより起業した創業期の企業（Innovative Young Firm）については、(ii)のみ適用。

・業種：製造業（創業期の企業はプログラミング及び科学技術R&Dセクターも含める）

・給付額：給与、固定費（賃料、光熱費等）等の補填を目的として、事業規模に応じて一定額を3回に分けて支払う予定。

・給付期間：2021年5月～12月

・返済期間：資金受領3年後、24ヶ月以内に6回に分けて返済される。なお、返済期間は延長可能だが、延長後も支払いがなされない場合は、法的手段を通じて回収を行い、最終的な未回収分は借入人が負担する。

2) 資金供給体制の強化：データサーバー増強のためのデータ記憶装置調達、IT、資金管理、モニタリング・評価支援等にかかる専門家の雇用。

(4) 総事業費

62,262万ドル（うち、円借款対象額：30,000万ドル（31,800百万円相当））

(5) 事業実施期間

2021年4月～2021年12月を予定（計9ヶ月）。貸付完了時（2021年12月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：中小企業開発機構（KOSGEB：Small and Medium Enterprises Development Organization of Turkey）

2) 保証人：トルコ共和国政府（The Government of the Republic of Turkey）

3) 事業実施機関：中小企業開発機構（KOSGEB：Small and Medium

Enterprises Development Organization of Turkey)

4) 運営・維持管理機関：中小企業開発機構 (KOSGEB : Small and Medium Enterprises Development Organization of Turkey)

KOSGEB は科学産業技術省管下の中小零細企業の振興・支援を行う機関であり、本事業の実施に必要な費用は全て当国政府予算から賄われる予定。事業実施にあたっては、本事業に係る Project Implementation Unit (以下「PIU」という。) が KOSGEB 内に設置され、IBRD 融資及び円借款の実施監理を担う。本事業の緊急性に鑑みて、世銀との連携により、案件実施に必要な手続きは可能な限り共通化・簡素化させ、PIU の業務負荷を軽減しつつ、能力強化を図る予定。なお、流動性資金の供給にかかる運用効果指標は世銀と揃えているため、世銀融資分についても、合同でモニタリングが行われる予定。但し、資金供給体制の強化に係る支援については、それぞれ支援内容が異なるため、個別に報告・モニタリングがなされる予定。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は開発計画調査型技術協力「中小企業コンサルタント制度構築プロジェクト」(2010～2012 年度)を通じて、KOSGEB が実施する中小零細企業向けのコンサルティング・サービスの質の向上を支援してきた。右協力を踏まえ、KOSGEB は中小企業コンサルタント資格制度を構築し、2021 年 2 月より運用開始済み。本事業の支援対象企業を含む中小零細企業は右制度の中小企業コンサルタントにより中長期的な成長に向けたコンサルティング・サービスを受ける予定。

加えて、2021 年 3 月より、中小企業分野における更なる技術協力の可能性・方向性を検討するための情報収集・確認調査を実施中であり、当該調査では本事業の効果継続・拡大に資する支援の在り方についても検討予定。

2) 他援助機関等の援助活動

本事業は世銀とのパラレル型協調融資 (IBRD 融資、300 百万ドル) であり、緊密に連携しつつ実施予定。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由>女性経営者の企業向けの支援枠として供与額の 1 割以上が確保される予定であるため（IBRD 融資も同様）。

(9) その他特記事項：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2020 年実績値)	目標値 (2022 年) 【事業完成 1 年後】
流動性資金受領後 6 ヶ月以上、事業継続できた受益企業の割合 (%)	0	65
流動性資金受領後 6 ヶ月以上、事業継続できた創業期の受益企業の割合 (%)	0	50
事業継続できた受益企業のうち、受領後 6 ヶ月以上、2020 年 3 月時点の従業員数を維持した企業の割合 (%)	0	70

(2) 定性的効果

小零細企業向けの資金供給体制の強化。当国の産業及び経済の持続的成長。

(3) 内部収益率

支援対象となる小零細企業を特定できないため、算出せず。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

流動性資金の供給に係る当国政府方針が変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国・インドネシア共和国・ベトナム社会主義共和国向け緊急財政支援円借款の事後評価結果（評価年度：2011 年度）等では、経済危機対応としての効果を高めるためには、支援供与のタイミングが非常に重要であり、申請・給付手続きの簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいと指摘されている。

本事業に関しては、当国政府からは COVID-19 の感染拡大により小零細企業が一層深刻な状況にあることを踏まえて、緊急支援として迅速な対応が求められている。小零細企業の資金需要及び当国政府による他の緊急経済支援策との棲み分け・補完関係は確認できている。また、当国では政府の電子化が進んでいるため、企業による申請手続き及び実施機関による資格要件確認・給付手続きは既存のデータベース等を活用し迅速に行う形を想定している。

7. 評価結果

本事業は、トルコの小零細企業セクターにおける開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、国内の小零細企業に対する流動性資金の供給を通じて、小零細企業の事業存続・雇用維持に資するものである。よって、SDGs のゴール 8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）及びゴール 9（強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成）に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完成 1 年後 事後評価

以 上